# 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン

（第１版）

（令和８年２月）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

目次

はじめに..... 1
第１章　障害者福祉の基本理念..... 2
１．基本理念..... 2
２．権利擁護..... 3
（１）虐待の防止..... 3
（２）意思決定支援..... 3
第２章　共同生活援助の全体像..... 5
１．共同生活援助とは..... 5
（１）グループホーム制度の変遷..... 5
（２）共同生活援助の役割..... 7
（３）共同生活援助の類型..... 9
２．共同生活援助の提供体制..... 9
（１）人員配置及び従業者の役割（指定基準第 208 条）..... 9
（２）勤務体制の確保等（指定基準第 212 条）..... 13
（３）設備及び定員（指定基準第 210 条）..... 14
（４）利用者負担額等の受領（指定基準第 210 条の４）..... 17
（５）運営規程（指定基準第 211 条の３）..... 18
（６）緊急時等の対応（指定基準第 28 条）..... 19
（７）事故発生時の対応（指定基準第 40 条）..... 19
（８）非常災害対策（指定基準第 70 条）..... 19
（９）業務継続計画の策定等（指定基準第 33 条の２）..... 20
（10）衛生管理等（指定基準第 90 条）..... 20
（11）業務管理体制の整備（障害者総合支援法第 51 条の２）..... 21
（12）協力医療機関等（指定基準第 212 条の４）..... 22
（13）苦情解決（指定基準第 39 条）..... 23
（14）秘密保持等（指定基準第 36 条）..... 23
（15）情報の提供（指定基準第 37 条）..... 23
（16）利益供与等の禁止（指定基準第 38 条）..... 24
（17）障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第 76 条の３） 24
第３章　共同生活援助の提供すべき支援の内容..... 25
１．共同生活援助における支援と連携すべき関係機関の全体像..... 25
（１）共同生活援助における支援の全体像..... 25
（２）連携すべき関係機関の全体像..... 25
２．具体的な支援の内容..... 26
（１）アセスメント（指定基準第 58 条、第 210 条の２）..... 26
（２）見学・入居前の体験的な利用（指定基準第 210 条の５第３項）..... 27

（３）利用契約 28
（４）個別支援計画の作成（指定基準第 58 条） 28
（５）日常生活の支援 30
（６）退居 33
（７）利用者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援 36
第４章　支援の質の向上のための取組 37
１．事業者における取組 37
（１）従業者の知識・技術の向上 37
（２）研修の受講機会等の提供（指定基準第 212 条第５項） 38
（３）権利擁護に関する取組 38
（４）自己評価等の実施（指定基準第 210 条の５第５項） 40
（５）他の共同生活援助事業所等との連携・交流 40
２．地域との連携 41
（１）地域に開かれた事業運営（指定基準第 210 条の７第１項） 41
（２）地域連携推進会議の開催（指定基準第 210 条の７第２項～第５項） 41
別添１　共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等 43
別添２　参考資料一覧 44

別紙　　自己チェックシート

## はじめに

日本における障害者向けグループホーム（以下「グループホーム」という。）は、平成 18 年度に障害者自立支援法のサービス（共同生活援助）として位置付けられ、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるための整備が推進されてきた。

現在のグループホームの利用者は、障害の程度が軽い者や重い者、医療的ケアが必要な者等、その状態は多様になっている。また、グループホームの居住形態も戸建て型やアパート型（ワンルーム型）等、様々な形態が存在しており、様々な障害者が多様な暮らしを営んでいる。

また、障害の重度化・高齢化への対応や入所施設等からの地域移行を推進する観点から、重度障害者への支援体制の整備が課題となっており、平成 30 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームが創設されるとともに、令和３年度、さらに令和６年度の報酬改定において、重度障害者支援加算の拡充等が図られてきた。

このように、グループホームの実態や取り巻く環境が変化する中、近年のグループホームにおけるサービスの質については、「障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。」（「障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」（令和４年６月 13 日））との指摘がなされている。

本ガイドラインは、共同生活援助を運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項を定めるものである。

事業者は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うこととされている。そのため、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業者の実情や個々の利用者の状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上と相まって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

# 第１章　障害者福祉の基本理念

## １．基本理念

戦後、日本における障害者福祉は、戦災孤児・生活困難者対策として、障害のある人を入所施設等に収容し、指導・訓練することを中心に展開されてきた。

しかし、1970 年代に入ると、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が広がりはじめ、昭和 45 年に心身障害者対策基本法が成立、平成５年には、同法が現在の障害者福祉施策の基盤となる障害者基本法へ改正された。

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現すること」を目的とし、全ての障害者施策の基本理念となっている。

この理念にのっとり、平成 25 年４月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、次の事項を基本理念とし、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこととしている。

＜障害者総合支援法の基本理念＞

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

## ２．権利擁護

### （１）虐待の防止

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることは極めて重要である。

厚生労働省が毎年実施している「障害者虐待対応状況調査」によると、共同生活援助における虐待判断件数は大幅な増加傾向が続いており、他の障害福祉サービス等と比較しても高い割合となっている。

障害者の権利養護を推進するためには、各事業者が「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考にし、障害者虐待の防止に係る取組に事業所全体で取り組むとともに、万が一障害者虐待が疑われる事案が発生した場合は、迅速かつ適切に対応を取る必要がある。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）では、①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること、②従業者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施すること、③これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと等が求められている。

さらに、障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束は利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為であり、身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組である。

指定基準においては、「緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない」ことが規定されており、「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない」とされている。加えて、①身体拘束適正化検討委員会の設置及び定期的な開催、②指針の作成、③従業者に対する定期的な研修の実施等の取組が求められており、共同生活援助においては、不適切な身体拘束等の防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討等を進めていく必要がある。

### （２）意思決定支援

障害者総合支援法第１条の２（基本理念）においては、障害者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（障害者総合支援法第 42 条第１項、第 51 条の 22 第１項）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。

また、指定基準においては、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない」とされており、その解釈通知において、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮することが求められている。

① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

# 第２章　共同生活援助の全体像

## １．共同生活援助とは

### （１）グループホーム制度の変遷

1970 年代以降、少人数で暮らす形態である「グループホーム」の試みが全国的に広がりを見せ、平成元年に知的障害者を対象とした「精神薄弱者地域生活援助事業（知的障害者グループホーム）」としてグループホームが制度化された。

平成 18 年には障害者自立支援法が本格施行され、身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとに異なる法律に基づいて縦割りでサービスを提供していた従来の枠組みを一元化し、共通の制度の下に障害福祉サービスを提供できる制度に変わったこと。また、介護を要しない者に対し、家事等の日常生活上の支援を提供する「グループホーム（共同生活援助）」と、介護を必要とする者に対し、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供する「ケアホーム（共同生活介護）」の２つのサービスに分かれた。このような状況から、これまでのグループホームでは、基本的に介護が必要な者を受け入れることはできず、入居後に介護が必要となった場合には、本人の希望によらずケアホームや入所施設に転居せざるを得ない状況があった。

一方、障害者の重度化・高齢化が進み、グループホームにおいても介護が必要な者を新たに受け入れるとともに、入居後に介護が必要となった者への対応が必要となった。この状況を受け、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成 26 年４月にケアホームとグループホームが一元化された。また、グループホームでの介護サービスの提供は、事業者自らが行うケアホームを基とした「介護サービス包括型」と、外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型」の２つの分類に分かれ、いずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなった。

また、地域生活への意向を目指している者や現にグループホームを利用している者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む者がいる。そこで、同じく平成 26 年に、グループホームの新たな形態のひとつとして、一人暮らしにより近い形態の「サテライト型住居」の仕組みが創設された。これにより、グループホーム制度の趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を提供していくことが可能となった。

平成 30 年には、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの類型として、「日中サービス支援型」が新たに創設された。日中サービス支援型では、重度の障害者に対して日中も含めて常時の支援体制を確保することを基本としつつ、短期入所を併設して地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進や地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

このように、従前のグループホームは、介護を要しない比較的障害の程度が軽い者が生活を営む場としてサービスを提供するものであったが、現在のグループホームは、様々な障害種別・程度の者の地域での生活を支えるためのサービスに移り変わっている。

また、近年の大きな動きとして、令和４年９月に国連の障害者権利委員会による日本における障害者権利条約の実施状況に関する評価として、日本政府への総括所見（勧告）が発表された。勧告のなかでは障害児・者の施設収容の廃止や障害のある人が地域社会で自立して生活するための支援を進めることが求められている。これを受け、障害者支援施設の入所者に対する地域移行等に係る意向確認が義務化されるほか、入所者への通所サービスやグループホームの見学等の動機付け支援に加算が新設されるなど、本人の意向に沿った生活を実現するための支援を後押しするような報酬改定がなされている。

障害者の権利に関する条約（第 19 条）

第十九条　自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

（２）共同生活援助の役割

障害者総合支援法では、共同生活援助を次のように定義している。

障害者総合支援法（第５条第 18 項）

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

また、指定基準では、共同生活援助の基本方針として次のように定められている（以下、介護サービス包括型の条文を記載）。

指定基準 第 207 条（基本方針）

共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

指定基準 第210条の５（指定共同生活援助の取扱方針）

１　指定共同生活援助事業者は、（中略）利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

４　指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

５　指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

共同生活援助は、利用者がそれぞれの暮らしを大切にしつつ、就労等の日中の活動を通じて社会的な役割を果たすことができるよう、日常生活の場面及び社会生活の場面の双方において、その意向を汲み取りながら、生活の質を向上させる役割を担っている。

このため、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行う必要があり、将来の生活の目標から日頃の食事内容に至るまで、様々な場面で利用者一人ひとりの意思や希望に沿った生活が実現できるよう、丁寧な意思決定支援を行うことが大切である。

利用者に対しての意思決定支援の配慮がなされず、事業者の運営上の都合のみで利用者の処遇を決定することがあってはならず、例えば、利用者の意思に反して自宅に帰省させることや、帰省を望む利用者に対して事業所に留まるよう強要することなどは、指定基準違反となり得ることを認識しておく必要がある。

なお、新たに共同生活援助事業所を設置しようとする事業者においては、共同生活援助事業所を設置する見込みである市町村の障害福祉計画の確認や市町村（自立支援）協議会等との連携などを通じて、地域のニーズを踏まえた共同生活

援助事業所を設置するように努めることが重要である。

（３）共同生活援助の類型

事業者は、次に示す「介護サービス包括型」、「日中サービス支援型」、「外部サービス利用型」のいずれかの形態を選択して、共同生活援助を提供することができる。

| | 介護サービス包括型 | 日中サービス支援型 | 外部サービス利用型 |
|---|---|---|---|
| 利用対象者 | 障害支援区分にかかわらず利用可能（身体障害にあっては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る） | | |
| サービス内容 | • 世話人により家事等の日常生活上を援助<br>• 生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供 | • 世話人により家事等の日常生活上を援助<br>• 生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを常時提供 | • 世話人による家事等の日常生活上の援助<br>• 外部の居宅介護事業者に委託し、食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供 |

２．共同生活援助の提供体制

（１）人員配置及び従業者の役割（指定基準第 208 条）

①　従業者の配置基準

指定基準において、指定共同生活援助事業所ごとに置くべき従業者及びその人数は次のとおり定められている。

| | 介護サービス包括型 | 日中サービス支援型 | 外部サービス利用型 |
|---|---|---|---|
| 世話人 | 常勤換算で、利用者数を６で割った数以上 | 常勤換算で、利用者数を５で割った数以上 | 常勤換算で、利用者数を６で割った数以上<br>※ 平成 26 年４月１日時点で現存する事業所については、当分の間、10 で割った数以上 |

<table>
<tr><td>生活支援員</td><td>常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上<br>① 障害支援区分３に該当する利用者数を９で割った数<br>② 障害支援区分４に該当する利用者数を６で割った数<br>③ 障害支援区分５に該当する利用者数を４で割った数<br>④ 障害支援区分６に該当する利用者数を 2.5 で割った数</td><td></td></tr>
<tr><td>サービス管理責任者</td><td colspan="2">利用者数が 30 人以下の場合：１人以上<br>利用者数が 31 人以上の場合：利用者数が 30 人を超えるごとに必要なサービス管理責任者が１人増える（例：利用者が 31 人の場合、サービス管理責任者は２人以上、利用者数が 61 人の場合、サービス管理責任者は３人以上配置する必要がある）<br>※　当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務との兼務が可能。ただし、入居定員が 20 人以上である場合は、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努める。</td></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="2">常勤で、かつ、原則として管理業務に従事する者<br>※　以下の場合であって、当該指定共同生活援助事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務又は他の事業所、施設等の職務との兼務が可能。<br>ア　当該指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合<br>イ　当該指定共同生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</td></tr>
<tr><td>夜間支援従業者</td><td>－</td><td>共同生活援助住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上</td><td>－</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 備考 | － | 世話人及び生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない | － |

※　表中の「利用者数」とは、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

② 従業者の役割及び要件

ア．世話人

＜役割＞

世話人は、主に住居における食事の提供、清掃、洗濯、利用者の健康管理、金銭管理、服薬管理等、利用者の日常生活上の援助を行う。

利用者と接する機会が多いため、日常生活の様々な場面で利用者の意思や希望を汲み取り、その人に合った適切な支援を行うよう心掛けること。

＜要件＞

世話人は、「障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない」とされている。

イ．生活支援員

＜役割＞

生活支援員は、主に食事や入浴、排せつ等の介助等、利用者の介護を行う。なお、世話人が行うべき業務と生活支援員が行うべき業務の区分けについて制度上の指定はなく、各事業所において柔軟な役割分担・協働が可能となっている。

世話人と同様、利用者と接する機会が多いため、日常生活の様々な場面で利用者の意思や希望を汲み取り、その人に合った適切な支援を行うよう心掛けること。

＜要件＞

生活支援員は、世話人と同様に「障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない」とされている。

指定基準では、障害支援区分３以上から生活支援員の配置基準が示されているが、区分２以下の利用者には介護等の個別支援が必要でないということを意味するものではない。利用者ひとり一人の支援の必要性を加味し、生活支援員の配置を判断する必要がある。

ウ．サービス管理責任者

＜役割＞

サービス管理責任者は、利用者のニーズを基に、サービスの提供に関する総合的な支援を行う役割を担う。具体的な業務として次の事項が挙げられる。

- 利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）
- アセスメントを踏まえた個別支援計画の原案の作成
- 個別支援計画の作成に係る利用者が参画することを前提とした会議の開催
- 個別支援計画の原案に関する利用者及び利用者家族への説明、同意の取得
- 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）
- 利用者への支援に関連する関係機関との連絡調整

＜要件＞

サービス管理責任者は、一定の実務経験を有し、かつ指定された研修を修了している必要がある。

指定基準上、利用者 30 人に対して１人以上のサービス管理責任者を配置することとされているが、急な退職や異動等により配置が困難となるケースも想定されるため、要件を満たした従業者を、余裕をもって配置することが望ましい。

一方で、人手不足等の理由から、新規指定時のみ名義貸しを行うサービス管理責任者を利用する、短期間のみサービス管理責任者を配置することを繰り返す等といった場合は、当初からサービス管理責任者としての機能・役割が果たされておらず、実質的に当該事業所にサービス管理責任者が配置されていないものとみなされる場合がある。このとき、本来必要な人員に関する基準を満たしていない状態にあるとして、サービス管理責任者欠如減算の適用や、障害者総合支援法第 49 条第１項第２号に基づく勧告の対象となり得る。

サービス管理責任者は事業所において重要な役割を担うことから、設置者・管理者は、サービス管理責任者が事実上不在であるに等しい不適切な状況を避けるよう、共同生活援助事業を運営する必要がある。

また、指定基準上、サービス管理責任者については常勤を要件としていないが、個別支援計画の作成等、サービス管理責任者としての役割を果たすために通常必要と考えられる職務に従事する時間の勤務が必要である。

エ．管理者

＜役割＞

管理者は、事業所全体の業務管理・設備管理等の責任者としての役割を担う。具体的な業務として次の事項が挙げられる。

- 防犯・防災対策等の利用者の安全確保
- 利用者の健康管理
- 行事、地域交流等の実施
- 関係機関との連携
- 適切な従業者配置の管理
- 従業者の勤務・評価等の管理
- 虐待防止や人権擁護に関する従業者の教育
- 職場環境の改善
- 住居設備の維持管理、環境整備
- 計画的な予算執行と運営管理
- 事業報告書の提出

＜要件＞

管理者は、「適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない」とされている。管理者は事業所の責任者であり、共同生活援助の役割や社会的責任を遂行するために、障害福祉の基本理念を理解した上で法令等を遵守し、サービスの質の向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。

また、管理者は、質の高いサービスを確保する観点から、従業者が心身ともに健康で意欲的に支援を提供することができるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

オ．夜間支援従業者

＜役割＞

夜間支援従業者は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、日中サービス支援型において住居ごとに１人以上配置することとされている。具体的な業務内容として次の事項が挙げられる。

- 就寝準備の確認
- 寝返りや排せつ等の支援
- 緊急時の対応　　等

（２）勤務体制の確保等（指定基準第 212 条）

共同生活援助事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供するために、指

定共同生活援助事業所ごとに、次の点を明確にした上で、従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 世話人、生活支援員、サービス管理責任者、夜間支援従業者の日々の勤務体制
- 常勤・非常勤の別
- 管理者等との兼務状況

勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

なお、指定基準で定める人員配置の基準は、あくまで共同生活援助の運営上必要最低限の人員を定めたものであり、利用者個々に必要な支援を踏まえ、柔軟に勤務体制を確保する必要があることに留意すべきである。

サービスの提供に当たっては、原則として、共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、生活支援員の業務の全部または一部を他の事業者に委託することができる。

この場合、業務を受託する事業者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該受託事業者の業務の実施状況を定期的に確認し、記録しなければならない。

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。講ずべき措置の内容は、次のとおりである。

- 共同生活援助事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- その他併せて講ずべき措置

### （３）設備及び定員（指定基準第 210 条）

#### ①　設備及び定員の基準

指定基準（第 210 条）において、指定共同生活援助の設備及び定員の基準は次のとおり定められている。

| | 設備の基準 |
|---|---|
| 立地 | • 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること<br>• 指定共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（※）を有すること |
| 設備 | • 共同生活住居（※）は、１以上のユニットを有すること<br>• ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）を設けること<br>• ユニットの居室面積は収納設備等を除き、7.43 ㎡以上とすること |
| 定員 | • 指定共同生活援助事業所の定員：４人以上<br>• 共同生活住居（※）の定員：２人以上 10 人以下（既存の建物を活用する場合は２人以上 20 人以下、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が特に必要と認めた場合は 21 人以上 30 人以下）<br>• ユニットの入居定員：２人以上 10 人以下<br>• 一の居室の定員：１人（サービス提供上必要と認められた場合は２人とすることができる） |
| 備考 | ※　サテライト型住居について<br>本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される住居（サテライト型住居）は、上記の「共同生活住居」には含めない（指定共同生活援助事業所の定員には含まれる）<br>【サテライト型住居の基準】<br>• 定員を１人とすること<br>• 日常を営む上で必要な設備を設けること<br>• 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 ㎡以上とすること |

② 考え方

＜立地＞

共同生活援助事業所の立地は、利用者に対して家庭的な雰囲気の下でサービスを提供するとともに、地域との交流を図ることや地域社会とのつながりを確保することが重要である。このため、入所施設や病院の敷地内に立地されるのでなく、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域に立地することが必要である。

＜構造及び設備の工夫＞

共同生活援助では、様々な障害種別・程度の利用者が暮らしを営むことが想定される。そのため、共同生活住居の構造及び設備については、例えば車いす

の利用者がいる場合は、廊下幅の確保や段差の解消のバリアフリー化を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。

＜ユニット＞

ユニットは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位で、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所当の日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。

ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設ける必要があり、これらの設備は、原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保することが必要である。

＜居室＞

居室は、7.43 ㎡以上とすることとされているが、利用者の生活の場であり、過ごしやすさを確保することが重要であることから、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする必要がある。

また、利用者のプライバシーを確保する観点から、居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で仕切られた空間は、個別の居室として認められないことに留意が必要である。

＜サテライト型住居＞

地域生活への意向を目指している障害者や現に共同生活援助を利用している障害者の中には、他の利用者と共同生活を送る住居よりも、より一人暮らしに近い場での生活を望む人がいる。

そうした一人で暮らしたいというニーズにも対応するため、一定の設備基準を緩和したサテライト型住居が設けられている。

サテライト型住居の設置に関しては、次の事項に留意する必要がある。

- サテライト型住居の利用者と本体住居の利用者が日常的に相互に交流することができるよう、サテライト型住居は、利用者が通常の交通手段を利用して本体住居との間を概ね20分以内で移動できる距離に設置することを基本とすること（ただし、一律に移動時間だけで判断するのでなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること）
- サテライト型住居は、１つの本体住居につき２か所までを限度とすること（本体住居の定員が４人以下の場合は、１か所の設置を限度とすること）
- サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等の日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないこと

（４）利用者負担額等の受領（指定基準第 210 条の４）

①　利用者の自己負担の範囲

事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に定められたサービスの提供に係る自己負担額（月額０円から 37,200 円）のほか、事業所において提供される支援に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けることができる。

- 食材料費
- 家賃（特定障害者特別給付費を除いた額）
- 光熱水費
- 日用品費
- その他日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

なお、⑤の費用の具体的な範囲として、次のものが挙げられる。

- 利用者の希望によって身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品を事業者が提供する場合の費用

  例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品

  ※　利用者の希望を確認した上で提供されるものであり、事業者が全ての利用者に対して一律に提供し、全ての利用者から画一的に費用を徴収することは認められない
- 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用

  例：事業者が障害福祉サービスの一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等

  ※　全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）を当該費用として徴収することは認められない

②　利用者への自己負担額の確認と同意の取得

利用者から自己負担額を徴収するに当たっては、利用者の権利擁護及び事業運営の透明性の確保の観点から、自己負担金の使途やそれを利用者に求める理由について、明確に利用者へ説明するとともに、利用者の同意を得なければならない。自己負担額については、契約に当たっての重要事項説明書や契約書等に明記することが望ましい。

特に食材料費については、食事の提供回数などを利用者とあらかじめ確認した上で適当な徴収額を定めておくとともに、結果として事前に徴収した食材料

費に残額が生じた場合は、利用者に残額を返金したり、今後の食材料費として適切に支出したりする等により、適切に取り扱う必要がある。事業者の収入とすることや、利用者の同意なく別の用途に使うことは認められない。

なお、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についても、食材料費に準じて適切に取扱う必要がある。

また、入院や外泊等により、利用者が長期間住居を離れる期間があった場合は、例えば利用者へ負担を求める従来の額から、離れていた期間については日割りにより負担額を減額するなど、利用者にとって不合理な負担とならないよう配慮する必要がある。

家賃額の設定に当たっては、室料に相当する額を基本とすること。また、家賃額の水準の設定に当たっては、利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）及び近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案すること。

### （５）運営規程（指定基準第 211 条の３）

事業者は、適正な事業運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を行うため、次の事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

① 事業の目的及び運営の方針
② 従業者の職種、員数及び職務の内容
③ 入居定員
④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
⑤ 入居に当たっての留意事項
⑥ 緊急時等における対応方法
⑦ 非常災害時対策
⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類（定めている場合）
⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項
⑩ その他運営に関する重要事項

①の「事業の目的及び運営の方針」は、利用者が自身にとって適切な事業所を選択できるようにするため、明確かつ具体的に記載する必要がある。

③の「入居定員」とは、次のそれぞれを運営規程に定めなければならないものである。

- ユニットごとの入居定員
- 共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する）

- 指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数

なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届出が必要となる。

④の「指定共同生活援助の内容」とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、それぞれの内容を具体的に記載する必要がある。また、体験利用を提供する場合は、その旨を明記する必要がある。

（６）緊急時等の対応（指定基準第 28 条）

共同生活援助事業者は、利用者の事故やけが、健康状態の急変等が生じた場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、あらかじめ設定された役割を果たすことができるように訓練しておく必要がある。

（７）事故発生時の対応（指定基準第 40 条）

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。事故の状況及び事故に際して取った処置は記録し、共同生活援助の提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することが望ましい。従業者は、救急対応に関する知識と技術の習得に努める必要があり、救急講習等を受講することが望ましい。

（８）非常災害対策（指定基準第 70 条）

共同生活援助事業者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。火災等の災害発生時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を取るように職員に周知を徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づく

りが重要である。また、従業者は、利用者の障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。

共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うとともに、地域住民との連携体制を構築するため、できるだけ地域住民の参加が得られるようにすることが重要である。

（９）業務継続計画の策定等（指定基準第 33 条の２）

共同生活援助事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して共同生活援助を利用できるよう、共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

業務継続計画の策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、必要な事項を定めること。

自然災害発生時は、たとえ自らの事業所が被災した場合であっても、サービスの提供は中断できないと考え、最低限のサービスの提供を継続できるよう、自力でサービスを提供する場合と他の事業所等へ避難する場合の双方について、事前の検討や準備を行うことが必要である。

また、従業者が適切に対応できるよう、従業者に対して、定期的（年１回以上）な研修や訓練を実施しなければならない。業務継続計画に基づき対応を実施する際には、従業者同士が連携して取り組むことが求められることから、研修や訓練を行うに当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

（10）衛生管理等（指定基準第 90 条）

共同生活援助事業者は、利用者及び従業者の感染症の予防や健康維持のために、従業者に対して常に清潔を心掛けさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底するとともに、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じる必要がある。

また、感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的（概ね３か月に１回以上）な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的（年２回以上）な実施が義務付けられている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービ

ス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。

管理者は、感染症の発生状況について情報収集し、予防に努める必要がある。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐことが重要である。

### （11）業務管理体制の整備（障害者総合支援法第 51 条の２）

障害福祉サービス事業者等※は、法令遵守等の業務管理体制の整備と届出を義務付けられている。

※　業務管理体制の整備及び届け出が義務付けられている事業者

【障害者総合支援法に基づくもの】

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- 指定障害児通所支援事業者
- 指定障害児入所施設等の設置者
- 指定障害児相談支援事業者

業務管理体制とは、不正事案の発生防止や、事業運営の適正化を図るための体制のことを指す。

整備すべき業務管理体制は、法人において指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められている。

| 事業所等の数 | 20 未満 | 20 以上 100 未満 | 100 以上 |
|---|---|---|---|
| 整備すべき業務管理体制の内容 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任 |
| | | 業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）の整備 | 業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）の整備 |
| | | | 業務執行の状況の監査を定期的に実施 |

業務管理体制の整備及び届出については、厚生労働省又は地方自治体が発出する案内を踏まえ、適切に対応すること。

なお、届出先は、運営する事業所等の所在地によって定められている。

| 区分 | 提出先 |
|---|---|
| ① 事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省 |
| ② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村 |
| ③ 全ての事業所等が同一指定都市（※）内に所在する事業者<br>※ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む | 指定都市 |
| ④ 全ての事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く）が同一中核市内に所在する事業者 | 中核市 |
| ⑤ ①から④以外の事業者 | 都道府県 |

また、近年、障害福祉サービス等事業所数が急増している中、大規模な法人に対して重大な行政処分が課される事例が発生していることを踏まえ、令和７年度以降、国が業務管理体制の一般検査を所管している事業者（指定事業所等が２つ以上の都道府県に所在する事業者）に対して実施する検査について、全ての対象事業者に対して２年に１回程度、書面による一般検査を行うこととなっている。

また、大規模事業者（100 以上の事業所を運営する事業者）に対しては、２年に１回程度で実地による一般検査を行うこととなっている。

### （12）協力医療機関等（指定基準第 212 条の４）

指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。また、協力歯科医療機関についてもあらかじめ定めておくよう努めなければならない。

これらの医療機関は、利用者が緊急的に受診をすることが想定されるため、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。

（13）苦情解決（指定基準第 39 条）

指定共同生活援助事業者は、利用者に適切なサービスを提供し、利用者やその家族が安心して生活を送れるよう、利用者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならない。

具体的には、苦情解決体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しなければならない。また、苦情を受け付けるための相談窓口の設置や手順等の、苦情を解決するための措置が必要となる。この措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明するための文書に記載するとともに、事業所内に掲示することが望ましい。

苦情を受け付けた場合には、苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、内容等を記録しなければならない。

また、苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるため、その内容を踏まえ、共同生活援助事業者はサービス質の向上に資する取組を自ら行う必要がある。

都道府県又は市町村が、共同生活援助事業者に対する苦情に関する調査を行う場合は、共同生活援助事業者はその調査に協力しなければならない。苦情を踏まえて都道府県又は市町村から指導や助言があった場合は、共同生活援助事業者はこれに従って必要な改善を行わなければならない。

（14）秘密保持等（指定基準第 36 条）

共同生活援助事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。関係機関・団体に利用者や家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等に利用者や家族の写真や氏名を掲載する際には、利用者や家族の許諾を得ることが必要である。

共同生活援助事業者は、従業者が職を辞した後も含めて、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めるなど必要な措置を講じなければならない。

（15）情報の提供（指定基準第 37 条）

共同生活援助事業者は、共同生活援助を利用しようとする者が必要な情報にアクセスすることができるよう努めるものとされている。

（16）利益供与等の禁止（指定基準第 38 条）

共同生活援助事業者は、利用者の選択が公正中立に行われるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（17）障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第 76 条の３）

利用者の個々のニーズに応じたサービスの選択や、事業所のサービスの質の向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、障害福祉サービス事業者は、サービスの内容等を都道府県、指定都市又は中核市へ報告することが義務付けられている。

## 第３章　共同生活援助の提供すべき支援の内容

本章では、指定基準、国が示す通知及びその他法令等を基に、共同生活援助における支援の内容や支援に際して留意すべき点について示す。共同生活援助事業者においては、本ガイドラインの記載事項に留意して業務に当たっていただきたい。

### １．共同生活援助における支援と連携すべき関係機関の全体像

#### （１）共同生活援助における支援の全体像

共同生活援助における支援は、入居前の体験的な利用の実施から、退居後の一人暮らし等に係る支援まで広範にわたる。ここでは、共同生活援助における基本的な支援の全体像を示す。

＜共同生活援助における支援の全体像＞

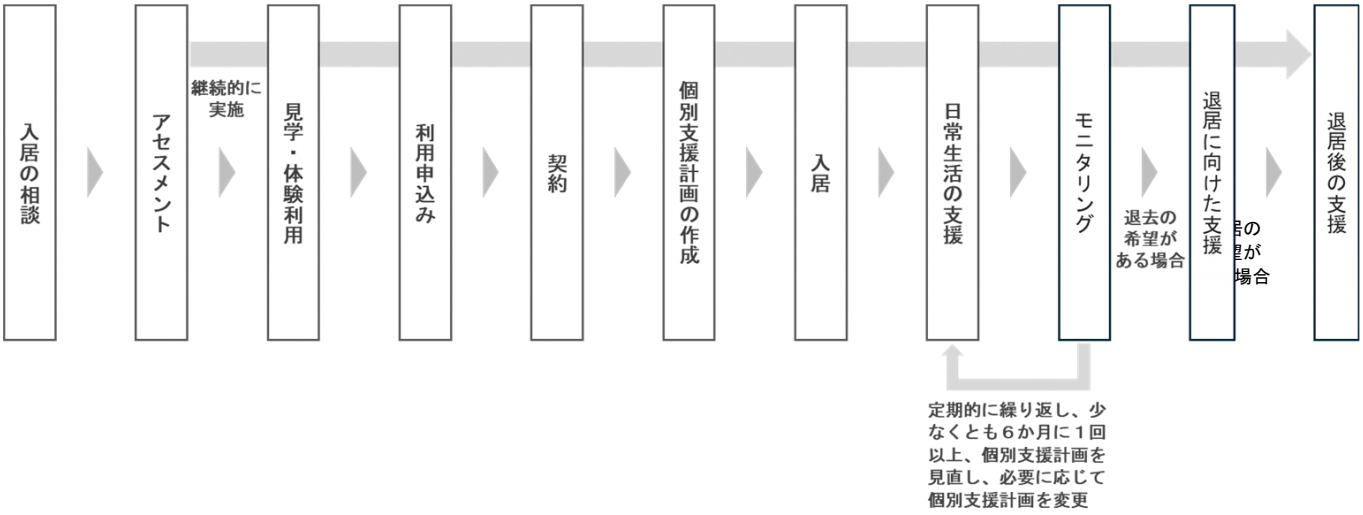


#### （２）連携すべき関係機関の全体像

共同生活援助において、利用者個々の状況に応じて適切な支援を行い、利用者の希望する暮らしを実現するためには、様々な関係機関と連携して支援を行う必要がある。

障害者総合支援法では、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、関係機関と緊密な連携を図りつつ、常に障害者の立場に立って効果的に障害福祉サービスを行うように努めなければならない旨が規定されている。

障害者総合支援法（第 42 条）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

共同生活援助が連携すべき関係機関は、行政をはじめ、利用者の日中の就労先や通所サービス事業所、相談支援事業所、利用者の通う医療機関など様々ある。

以下に、共同生活援助における関係機関との連携のイメージを示す。

＜共同生活援助における関係機関との連携イメージ＞

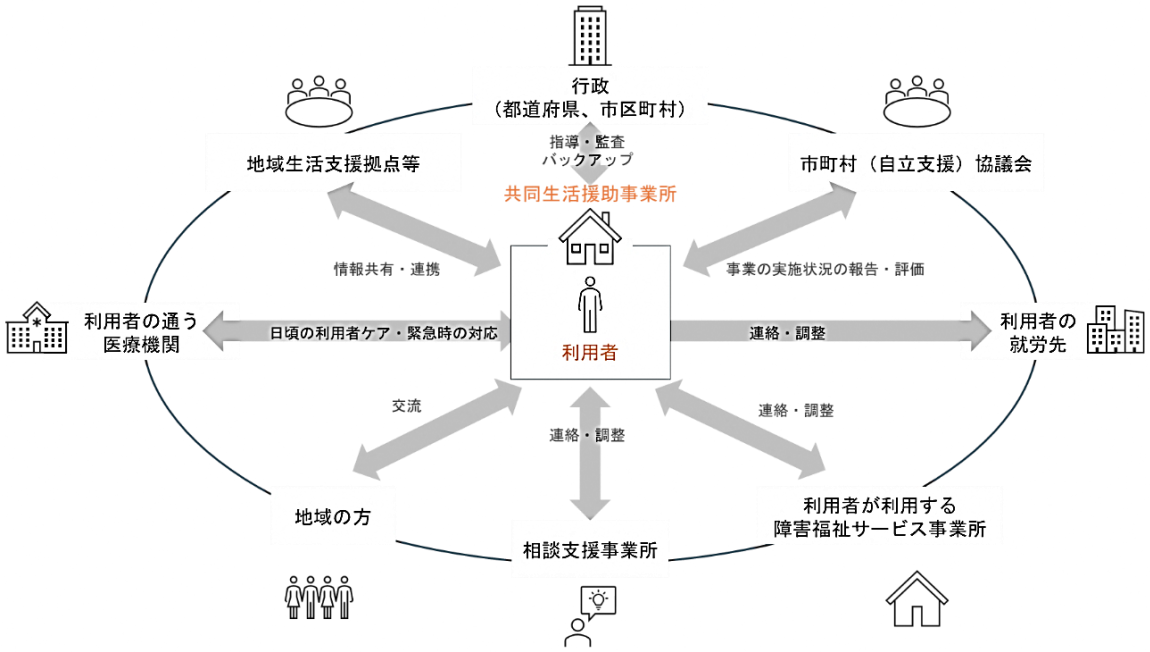


## ２．具体的な支援の内容

### （１）アセスメント（指定基準第 58 条、第 210 条の２）

入居を希望する者から利用申込みがあった際、共同生活援助事業者は、その者の希望と状況に応じた適切な支援を実施するために、心身の状況、生活歴、病歴、他の障害福祉サービス又は保健医療サービスの利用状況等を把握（アセスメント）するように努めなければならない。

共同生活援助事業者は、把握した状況や利用者の希望・ニーズを踏まえ、個別支援計画を作成し、それを基に利用者が充実した日常生活を営むことができるよう支援を行うこととなる。アセスメントに当たっては、面接によって本人や家族から聴取するほか、指定特定相談支援事業者、利用者が利用している他の障害福祉サービス事業者、利用者が通院又は入院している医療機関等、利用者を取り巻く関係者と連携して丁寧に行うことが重要である。

アセスメントは、入居の際に一度行って終わるものではなく、入居後に支援を実施していく中で把握した利用者の特徴、傾向、表出されづらい意思等を踏まえて継続的に行い、支援を行う者の中で共有し、利用者の状況に応じたより良い支援を目指していくことが重要である。

利用者が共同生活援助において生活を続ける中で、利用者の状態像や障害の程度は、年齢や共同生活援助における支援・環境等で変わり得るものである。入居後に障害支援区分に変化が見られる場合、そのことをもって退居を判断するのではなく、利用者の望む生活を継続するためにはどのようにすべきかを念頭に置きながら継続的にアセスメントをすることが重要である。

### （２）見学・入居前の体験的な利用（指定基準第 210 条の５第３項）

相談支援専門員や共同生活援助の利用を希望する者から入居に関する相談を受けた際、共同生活援助においてその希望者の望む生活を送ることができるかや、共同生活援助での暮らしがその者に合っているかについて、実際に生活の場を見たり、具体的な体験をしたりすることで本人が確認できることが重要であるため、希望する者に対して見学や体験利用の機会を提供することが望ましい。希望者は、新たな生活を始めるに当たり不安を持っているため、不安の解消という観点からも、体験利用の実施は重要なものである。

体験利用は、現在障害者支援施設に入所している者や医療機関に入院していて地域生活への移行を希望している者に限らず、自宅で家族と同居している者も利用は可能である。

体験利用を行う場合は、通常の入居と同様に当該利用者に関する個別支援計画を作成し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共同生活援助の目標及びその達成時期、共同生活援助を提供する上での留意事項等を定め、当該利用者が継続した共同生活援助の利用に円滑に移行できるように配慮しなければならない。

なお、体験利用の実施に際しては、すでに入居している他の利用者の処遇に支障がないように留意しなければならない。

（３）利用契約

① 提供拒否の禁止（指定基準第 11 条）

共同生活援助事業者は、正当な理由なく利用申込者の入居を拒否することはできず、利用申込みに対して応諾する義務がある。正当な理由とは、次の事項が該当する。

- 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込み者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- 入院治療が必要な場合

② 内容及び手続の説明・同意（指定基準第９条）

共同生活援助事業者は、利用者に対して適切な支援を提供するため、入居前にあらかじめ利用申込者に対し、当該共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等、利用申込者が自身に適したサービスを選択するために必要な重要事項について交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。利用申込み者が成年後見制度を利用している場合は、利用者に加え、成年後見人に対しても説明を行うとともに、成年後見人の同意を得る必要がある。

説明に当たっては、利用申込者が重要事項の内容を理解できるよう、重要事項の説明書やパンフレット等の文書を交付するなど、利用申込者の障害特性に応じて適切に配慮をしながら懇切丁寧に説明を行う必要がある。

特に、共同生活援助事業者が利用者から支払いを受ける利用者負担額については、その金額、使途及び支払いを求める理由を記載した書面を利用者に交付し、内容について説明を行うとともに、利用者の同意を得る必要がある。

同意の取得に当たって、自ら署名することができないなど、同意の意思表示が困難な利用者については、家族や成年後見人など本人の意思を代弁できる者からの同意を得るなど、適切に対応する必要がある。

（４）個別支援計画の作成（指定基準第 58 条）

共同生活援助の適切な実施に当たっては、相談支援事業所の相談支援専門員（以下単に「相談支援専門員」という。）が、利用者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、サービス等利用計画を作成する。その後、共同生活援助事業所のサービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助の方針や、利用者のアセスメントにより把握した利用者の状況及び利用者の暮らしに関する意向等を踏まえ、

当該共同生活援助事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、個別支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

個別支援計画を作成する際には、利用者の希望・ニーズを引き出し、共同生活援助における到達目標を設定し、利用者のできることや強みに着目しながら、どのような支援を行えば利用者が目指す暮らしを実現できるかを考慮しながら計画に反映させることが必要である。このため、他の利用者の個別支援計画を流用することは認められない。

また、サービス管理責任者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の内容を踏まえた個別支援計画の作成を可能とするため、相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有するなど、相互連携を図る必要がある。

なお、相談支援専門員と共同生活援助事業者の関係性は、単に相談支援専門員が作成したサービス等利用計画に基づき、共同生活援助事業所のサービス管理責任者が個別支援計画を作成して支援を実施する、という一方通行の関係にはない。利用者の生活全般のニーズに対応するため、共同生活援助事業者からも相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

個別支援計画の作成の流れは以下のとおりである。

① 個別支援計画の原案の作成

サービス管理責任者は、アセスメントにより把握した利用者の状況や暮らしに関する希望・支援のニーズ等を踏まえ、以下の内容を記載した個別支援計画の原案を作成する。

- 利用者及びその家族の生活に対する意向
- 総合的な支援の方針
- 生活全般の質を向上させるための課題
- 共同生活援助の目標及びその達成時期
- 共同生活援助を提供する上での留意事項

また、上記に加えて、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画に位置付けるよう努めなければならない。

② 個別支援会議の開催及び個別支援計画の確定

利用者とその家族及び利用者へのサービス提供に当たる担当者を招集して行う会議（以下「個別支援会議」という。）を開催し、利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めるとともに、利用者及びその家族に対して個別支援計画の原案の内容を説明し、文書により利用者の同意を得る必要がある。

個別支援会議の開催に当たっては、利用者の支援に関わる従業者を積極的に参加させ、様々な従業者の意見を聞くことが重要である。オンラインの活用も可能とされており、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する従業者がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。

作成した個別支援計画は、利用者及び利用者に対して計画相談支援を行う相談支援事業所者へ交付する必要がある。また、日々の支援は個別支援計画に基づいて提供されるものであることから、その内容を利用者の支援に関わる従業者にも周知して共通認識を図ることが望ましい。

③　個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（指定基準第 58 条第９項）

利用者の望む暮らしを継続的に実現するためには、利用者に対する支援を個別支援計画に基づいて実施するとともに、定期的に支援の実施状況を振り返り、利用者の状況の変化に合わせた個別支援計画の見直しを行うことが重要である。

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも６か月に１回以上は個別支援計画を見直すべきかの検討を行い、必要に応じて計画の変更を行うことが義務付けられている。モニタリングは、特段の事情がない限り、利用者との面接により行い、その結果を記録する必要がある。

また、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画との整合のある個別支援計画の作成と支援の実施が重要であることから、相談支援事業所とモニタリング時においても、モニタリング結果を共有したり、サービス担当者会議と個別支援会議を合同で開催する又は相互の会議に出席したりするなど、相互連携を図ることが必要である。

また、共同生活援助は、利用者にとって望む暮らしとしての選択肢のひとつである。この点を鑑み、利用者にとって障害福祉サービスの利用を前提とするのでなく、利用者の生活の自立が進むなど状態の変化が見られる際には、利用者の希望を踏まえつつ、共同生活援助の利用そのものを見直す視点を持つ必要がある。

（５）日常生活の支援

共同生活援助は、利用者の状態や障害特性を踏まえつつ、利用者が地域における自立した生活を送ることを目指す場である。日常生活における支援では、利用者のできることを増やし、自立を促進するという観点から、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように支援を行うことが重要である。

① 利用者の意思の尊重

日常生活の支援においては、様々な方法で利用者の意思を尊重し、尊厳を守りつつ、利用者個々の障害の程度や特性を踏まえ、利用者が安心して生活するための必要な支援を行う必要がある。

例えば食事、衣服の洗濯、外出、排せつ、整容、入浴等の場面や、余暇活動への参加を選ぶ等の場面において、従業者が利用者とのコミュニケーションを通して利用者の意向を聞き、その思いを受け止めた上で、支援方法を決定することが重要である。

障害の程度が重い利用者についても、その障害の程度や特性を踏まえた適切なコミュニケーションを通じて、利用者の意向を踏まえて支援方法を決定することが重要である。

② 家事等の支援（指定基準第 211 条）

共同生活援助では、調理、洗濯その他の家事等の援助がサービスとして提供されるが、利用者の自主性を育み、また良好な人間関係に基づく生活環境の中で日常生活が送れるようにするという観点から、原則として、利用者と従業者が家事等を共同で行うよう努めなければならない。具体的には、調理、洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を従業者と利用者が共同で行うことが想定される。ただし、全ての利用者に対して画一的な支援を行うのではなく、利用者によって能力や目指す生活が異なることから、利用者それぞれの状態や希望を踏まえ、個別支援計画を基に利用者に応じて適切に支援内容を判断することが必要である。

なお、介護サービス包括型共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助は、当該共同生活援助事業所の従業者でない者による介護（付添い者や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護）を、利用者の負担によって受けさせてはならない。

③ 共同生活援助における外部ヘルパーの利用について（指定基準附則第 18 条の２）

外部サービス利用型については、外部の受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスを委託することが可能である。

また、介護サービス包括型及び日中サービス支援型においても、次のいずれかに該当する場合は、個人単位で居宅介護又は重度訪問介護を利用することが認められている。

- 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分が４以上の者が、居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合
- 障害支援区分が４以上の者で、居宅介護（身体介護に限る。）の利用を希

望し、次のいずれにも該当する場合

- ✓ 個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
- ✓ 居宅介護の利用について市町村が必要と認めること

④ 日中の活動に係る支援（基指定準第 211 条の２第１項）

共同生活援助の利用者の多くは、生活介護や就労継続支援等の日中活動サービスを利用している、または就労している者も少なくない。共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活を送ることができるよう、利用する日中活動サービス事業所や就労先等との連絡調整を行うよう努めなければならない。

就労や日中活動を行っていない利用者は、共同生活援助事業所の外部との繋がりが少なく、孤独に陥ることが懸念される。こうした利用者については、相談支援事業所等と相談・連携し、新たな日中活動サービス等に関する情報提供をするなど、利用者が円滑に日中活動を行うことができるよう支援を行わなければならない。

なお、65 歳以上の介護保険サービスの対象となる共同生活援助利用者については、原則として介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。そのため、65 歳以上の利用者の日中活動については、介護保険の通所介護（デイサービス）等を利用することが可能である。

⑤ 余暇活動の支援（指定基準第 211 条の２第１項）

利用者が充実した日常生活を営むためには、就労や日中活動サービスの利用だけでなく、利用者それぞれがその人らしく充実した余暇を過ごすことが重要である。

共同生活援助事業者は、必要に応じて、利用者それぞれの希望を尊重した上で余暇の過ごし方の提案や企画を行うなど、余暇活動に係る支援を行うよう努めなければならない。余暇活動のための外出に当たっては、市町村が実施する移動支援等のサービスが利用できる場合があるため、利用者が充実した余暇を過ごせるよう、適切に他のサービスの利用も検討しながら、余暇活動の支援を行うこと。

⑥ 社会生活上必要不可欠な手続等の代行（指定基準第 211 条の２第２項）

共同生活援助事業者は、郵便や証明書の交付申請等、利用者が日常生活を営む上で必要な手続について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合、その都度利用者、その家族又は成年後見人の同意を得た上で代行しなければならない。

特に金銭に関わる手続については、書面により事前に利用者、その家族又は成年後見人の同意を得るとともに、代行した後はその都度、適切に手続が行われたことを利用者、その家族又は成年後見人に確認を得る必要がある。事業所

内では、利用者の金銭に関わる手続を一人の従業員に委ねることなく、複数の従業員の確認が行われる運用とすることが望ましい。

⑦　利用者の健康管理

利用者が健康的に生活を送るために、管理者を中心とし、世話人や生活支援員は利用者の日々の健康管理に務めること。体調不良が見られる場合は、無理に日中活動や就労に当たらせず、適切に医療機関の受診へつなげる必要がある。

⑧　家族との連携（指定基準第 211 条の２第３項）

共同生活援助事業者は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。

個別支援計画に基づき家族の居宅へ帰省を行う際は、事業所は家族との連絡調整や交通手段の確保等を行うとともに、利用者が帰省している間も家族との連携を十分図り、利用者の帰省中の生活状況等を十分に把握することが必要である。連絡調整を行った内容や把握した生活状況は記録し、必要に応じて帰省中での生活状況を踏まえて個別支援計画の見直しを行う必要がある。

また、共同生活援助事業者は、利用者の将来的な生活について、利用者本人の希望を念頭に置きつつ、日頃から利用者やその家族と継続的に検討していくことが重要である。

（６）退居

①　退居に係る利用者の意思確認

利用者が退居を希望する背景は、一人暮らしや結婚等の新たな生活への移行を希望している場合や、本人の病気や障害の重度化により共同生活援助での暮らしが難しくなっている場合、他の入居者とのトラブルにより退居を希望している場合等、様々なケースが想定される。

退居に当たっては、共同生活援助事業者や他の関係者等、利用者以外の者の判断によるものではなく、利用者本人の希望と同意があることが必要である。

しかし、利用者の障害特性またはその利用者が退居を希望する背景等により、自身の意思を共同生活援助の従業者へ適切に伝えることが難しい場合がある。共同生活援助事業者は、利用者から退居の希望があった際には、当該利用者の家族や支給決定者である市町村、相談支援事業者及び利用する他の障害福祉サービス事業者等と密に連携を図り、利用者の希望を丁寧に汲み取った上で、退居の意向が利用者本人の同意に基づくものであることを確認する必要がある。

前述のとおり、退居に当たっては、共同生活援助事業者や他の関係者等、利用者以外の者の判断によるものではなく、利用者本人の希望と同意があることが必要である。事業所が利用者の意思に反して強制的に退居を迫り、一方的に

解約を行うことは、利用者の安定した生活基盤の確保を阻害するものであり、避けなければならない。

② 退居に向けた支援（指定基準第 210 条の２第３項、第４項）

利用者本人の同意に基づき退居の方針が固まった場合、共同生活援助事業者は、退居の理由にかかわらず、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な支援を行わなければならない。具体的には、市町村や相談支援事業所と連携し、転居先の確保、退居後の保健医療サービス又は福祉サービスの利用の検討等を行う必要がある。

③ 一人暮らし等に向けた支援

共同生活援助の利用者の中には、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らしを実現できる者がいる。共同生活援助において、地域で生活する上での希望や課題を利用者本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、令和４年の障害者総合支援法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれることが明確化された。

利用者の一人暮らし等に向けた支援をさらに推進するためには、次のような支援が想定される。

ア．入居中に一人暮らし等を希望する場合の支援

共同生活援助の利用者で、単身等での生活が可能と見込まれる者から入居中に一人暮らし等への移行の希望があった場合は、個別支援会議を開催し、本人の希望する生活や意思について共有し、個別支援計画の見直しを行う。

その上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を行う。

加えて、居住支援法人※1又は居住支援協議会※2がある地域では、利用者の住宅の確保や居住の支援に必要な情報を共有したり、居住支援法人と協力して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明・指導を行った上で、市町村（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対して、住宅の確保や居住支援に関する課題を報告したりすることが望ましい。

※１　居住支援法人は、障害者等の住宅確保要配慮者に対して、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第 59 条）。

※２　居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体が不動産関係団体、居住支援団体等と連携して設立するもの（住

宅セーフティネット法第 81 条第１項)。

イ．入居前から一人暮らし等を希望する場合

共同生活援助に入居する前から一人暮らし等を希望しており、単身等での生活が可能と見込まれる者については、一定期間の支援で一人暮らし等を目指す移行支援住居※において、一人暮らし等に向けた支援を行う。

移行支援住居への入居に際して、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成し、当該計画を基に、住宅の確保や退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出同行、他の障害福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関との連絡調整等の支援を実施する。

加えて、居住支援法人又は居住支援協議会に対して、利用者の住宅の確保や居住の支援に必要な情報を共有する必要がある。また、居住支援法人と協力して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明・指導を行った上で、利用者の同意を得て、市町村（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対して、住宅の確保や居住支援に関する課題を報告する必要がある。

※　移行支援住居は、退居後に一人暮らし等へ移行することを目的として、一人暮らし等を希望する利用者へ一定期間支援を行うための住居。定員は２名以上７名以下であること。人員基準上配置が必要なサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者であり、移行支援住居に専従するサービス管理責任者を７：１以上配置する必要がある。

④　退居後の支援

利用者が退居し一人暮らし等の居宅へ転居した後も、新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のある共同生活援助事業所の従業者が訪問により支援をすることが重要である。

具体的には、

- 利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握
- 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する）
- 生活環境の変化に伴い必要となる障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む）
- 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携

等を行う。

（７）利用者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援

結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、その意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の希望を踏まえた生活に向けた支援を推進する必要がある。共同生活援助は、利用者によっては長期間にわたって生活を継続する場であり、その過程において、結婚、出産、子育てなど様々なライフイベントが起こり得ることを踏まえて支援することが重要である。共同生活援助事業者は、相談支援事業所や関係機関と連携し、次の点に留意しつつ、利用者の希望を踏まえて結婚、出産、子育ての支援を実施する必要がある。

① 利用者から同棲や結婚等の希望があった場合には、サービス管理責任者が意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の相談に応じること
② 利用者の希望や相談内容を踏まえ、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行うこと。その際、アパート等での生活を希望する場合には、住宅の確保やその他必要な支援を行うこと。
③ グループホーム入居中に利用者が妊娠した場合には、こども家庭センター等による相談支援につなげ、連携して支援を行うこと。

共同生活住居において障害者ではない家族が同居することについては、「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育て に係る支援の推進について」（令和６年６月５日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等通知）により、次のとおり取り扱いが示されている。

なお、グループホームは、障害者総合支援法上、支給決定を受けた障害者に対して日常生活上の支援を行うものであり、こどもを含め、障害者ではない家族が同居して支援を受けることは基本的には想定していないが、共同生活援助を利用する障害者が出産し、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、それまでの間、こどもとの同居を認めても差し支えない。

この場合において、共同生活援助事業者は、障害者の希望を踏まえた地域生活の実現やこどもの適切な養育環境の確保を図る観点を踏まえて、新たな住居の確保等の必要な支援を行うとともに、相談支援事業者と連携し、こども家庭センター等の関係機関による適切な支援体制の確保に努めること。

また、他の利用者の支援に支障が生じることがないよう、十分に留意すること。

# 第４章　支援の質の向上のための取組

## １．事業者における取組

適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、自らはもちろんのこと、従業者に対しても様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

従業者が事業所における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に従業者同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所において職場研修を実施し、従業者は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、従業者が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、従業者が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

また、障害者総合支援法第 42 条第２項の規定により、障害福祉サービス事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならないとされている。

また、サービス管理責任者や従業者が、市町村（自立支援）協議会の共同生活援助に関する部会や、共同生活援助に関する連絡会等に参加し、行政機関や関係団体、同じ地域の他の共同生活援助事業所の従業者等と情報や意見を交換し、相互に訪問し合う等により交流と連携・交流を深め、ともに地域の障害者の生活を支える事業所として質の高い支援に取り組む意識の醸成に努めることが重要である。

### （１）従業者の知識・技術の向上

従業者の知識・技術の向上は、共同生活援助の提供内容の向上に直結するものであり、従業者の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。

設置者・管理者は、従業者の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、従業者を積極的に参画させることが必要である。

支援を適切に提供する上で、共同生活援助に期待される役割、障害種別・障害の特性、利用者に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、従業者に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。

（２）研修の受講機会等の提供（指定基準第 212 条第５項）

設置者・管理者は、従業者の資質向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や障害者支援関係団体が実施する研修等への従業者の参加、事業所における研修会や勉強会（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）の開催、事業所に講師を招いての研修会の実施、従業者を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における従業者の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。

従業者に対する技術指導及び助言を行うことはサービス管理責任者の業務でもあることから、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、サービス管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

世話人及び生活支援員、夜間支援従事者に関しては、利用者と接する機会が特に多いため、日常生活の様々な場面で利用者の意思や希望を汲み取り、その人に合った適切な支援を行う必要がある。設置者・管理者は、従業者である世話人や生活支援員、夜間支援従事者に障害福祉における従事経験や資格がない場合には、研修の受講機会等の計画的な提供について特に配慮する必要がある。

（３）権利擁護に関する取組

①　合理的配慮の提供（障害者差別解消法第８条第２項）

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、行政機関等及び事業者に対して、障害者の社会的なバリアの除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない、と規定されている。障害者に対する支援に当たっては、利用者一人一人の障害の程度・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、共同生活援助事業者は、利用者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が利用者の活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討しながら、日々の支援を続けていくことが重要である。

②　虐待防止の取組（指定基準第 40 条の２）

設置者・管理者は、指定基準により、虐待防止委員会を定期的（少なくとも年に１回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること、従業者に対する虐待の防止のための研修を定期的（年に１回以上）に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務付けられている。虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐

待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、サービス管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる従業者を虐待防止担当者として配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。また、設置者は、実際に管理者による虐待が発生している事例があることにも留意しつつ、虐待防止の体制が適切に整備・推進されていることを確認する責務を負う。

共同生活援助事業者は、従業者に対し、事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムに基づき、虐待防止のための研修を年に１回以上実施するとともに、従業者の新規採用時には必ず実施すること。障害者虐待防止法について理解し、虐待防止の取組を進めるために、事業所が自ら行う研修のほか、従業者に自治体等が実施する研修を受講させることも重要である。また、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

従業者から虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その者は、障害者虐待防止法第 16 条の規定に基づき、市町村の障害者虐待対応の窓口に通報する義務がある。事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

③　身体拘束等の禁止（指定基準第 35 条の２）

従業者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、指定基準により、利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている（ただし、座位保持装置等にみられるように、身体の変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められる）。

身体拘束等の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組であり、設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催（少なくとも年に１回）、③身体拘束等の適正化のための指針の整備、④研修の実施（年に１回以上））を講じる必要がある。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に決定する必要がある。

また、サービス管理責任者は、個別支援計画に身体拘束等の態様・時間、緊急やむを得ない理由等を記載した上で、利用者や家族に事前に十分に説明をし、

了解を得ることが必要である。

さらに、やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等について記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、指定基準違反となることを認識しておく必要がある。

その上で、「これらの要件や手続を満たせば身体拘束等を行っても良い」と考えるのではなく、仮に身体拘束等を行わざるを得ない場合であっても、廃止や短縮へ向けた方策を検討し、定期的なモニタリングを行うことが求められる。

④　設置者・管理者の責務

設置者・管理者は、利用者の権利擁護に関する研修会を実施するなど、従業者が利用者の人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

（４）自己評価等の実施（指定基準第 210 条の５第５項）

指定基準において、「共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。本ガイドラインに基づき提供される支援の内容に係る自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行う必要があるとともに、本ガイドラインや「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版）」等を活用し、第三者による外部評価を積極的に受審することが望ましい。

具体的には、自己評価を事業所内で共有し、支援の改善につなげることはもちろんのこと、後述する地域連携推進会議でも自己評価を活用し、会議の構成員から客観的な助言を受けることで、支援の改善につなげるといったことが考えられる。

（５）他の共同生活援助事業所等との連携・交流

設置者・管理者は、サービス管理責任者や従業者を、市町村（自立支援）協議会の共同生活援助に関する部会や、共同生活援助に関する連絡会等に参加させ、行政機関や関係団体、同じ地域の他の共同生活援助事業所の従業者等と情報や意見を交換し、相互に訪問し合う等により連携・交流を深め、ともに地域の障害者の生活を支える事業所として質の高い支援に取り組む意識の醸成に努めることが重要である。

## ２．地域との連携

### （１）地域に開かれた事業運営（指定基準第 210 条の７第１項）

指定基準において、共同生活援助事業者は、「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない」とされている。具体的には、ホームページや会報等を通じて、事業所の活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待すること、実習生やボランティアを受け入れることなどを通して、地域に開かれた事業運営を図ることが考えられる。

実習生やボランティアの受入れは、事業所と実習生やボランティア双方にとって有益であり、共同生活援助事業者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所の理念や支援の内容、障害者への支援上の注意事項及び利用者の個人情報の取り扱いに係る留意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

また、地域の祭事や防災訓練等の地域行事に、共同生活援助事業所の従業者や希望する利用者が積極的に参加し、地域住民とのコミュニケーションを通じて交流を図ることも重要である。

さらに、地域との連携により、サービスの透明化及び支援の質の確保等を図るため、各指定共同生活援助事業者は地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組が義務化（令和６年度は努力義務化、令和７年度以降は義務化）された。具体的な取組の内容は（２）に示す。

### （２）地域連携推進会議の開催（指定基準第 210 条の７第２項～第５項）

共同生活援助事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、地域連携推進会議において、事業運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

地域連携推進会議は、共同生活援助事業者が提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、地域からの理解促進、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を推進することにより、ひいては障害の有無にかかわらず地域で支え合う共生社会を実現することを目的に設置するものである。

地域連携推進会議は、各指定共同生活援助事業所が自ら設置し、おおむね年に１回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は、事業所の指定申請

時には、すでに設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要である。
　また、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が共同生活援助事業所を訪問する機会を設けなければならない。この際、当該事業所が複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む。）を設置している場合は、地域住民からの理解や地域との連携を深めるために、全ての住居に外部の目を入れて透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設定すること。
　共同生活援助事業者は、地域連携推進会議を実施した後、会議において行った報告、構成員から聞いた要望・助言等を記録し５年間保存するとともに、その記録を公表しなければならない。
　なお、指定共同生活援助事業者がその提供するサービスの質に係る第三者評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じた場合には、地域連携推進会議の開催に代わるものとすることができる。この場合、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を５年間保存しなければならない。

【地域連携推進会議の目的】
① 利用者と地域の関係づくり
② 地域の人への事業所や利用者に関する理解の促進
③ 事業所やサービスの透明性・質の確保
④ 利用者の権利擁護

【会議の構成員と人数】
　地域連携推進会議の目的を踏まえて、会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者など、有意義な意見交換ができる人数で構成することを想定している。また、会議の目的を達成するため、利用者、利用者家族、地域の関係者を構成員に選出することを必要としている。
　なお、会議の構成員は地域連携推進員として事業所への訪問を行うが、その際に利用者の個人情報に触れる可能性があるため、構成員に、利用者の個人情報の秘密保持に関する誓約を交わしておくことが必要となる。また、利用者の居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ行ってはならない。

　地域連携推進会議の設置・運営の詳細に当たっては、「地域連携推進会議の手引き」を参考とされたい。

別添１　共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等

| 項目 | 委員会・指針・方針等 | 研修・訓練 |
|---|---|---|
| ハラスメント対策<br>• セクシュアルハラスメント<br>• パワーハラスメント | ＜方針の明確化＞<br>• 必須 | |
| 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止 | ＜感染症対策委員会＞<br>• おおむね３か月に１回以上<br>＜指針の整備＞<br>• 必須 | ＜研修＞<br>• 年に２回以上<br>• 新規採用時に必ず実施<br>＜訓練＞<br>• 年に２回以上 |
| 業務継続計画 | ＜業務継続計画＞<br>• 必須 | ＜研修＞<br>• 年に１回以上<br>• 新規採用時にも別で実施することが望ましい<br>＜訓練＞<br>年に１回以上 |
| 虐待の防止 | ＜虐待防止委員会＞<br>• 少なくとも年に１回 | ＜研修＞<br>• 年に１回以上<br>• 新規採用時に必ず実施 |
| 身体拘束等の適正化 | ＜身体拘束適正化検討委員会＞<br>• 少なくとも年に１回<br>＜指針の整備＞<br>• 必須 | ＜研修＞<br>• 年に１回以上<br>• 新規採用時に必ず実施 |

別添２　参考資料一覧

| ガイドライン（案）<br>関連項目 | 資料名 | URL |
|---|---|---|
| ［P３］<br>第１章　障害者福祉の基本理念<br>２．権利擁護<br>（１）虐待の防止 | 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き | https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf |
| ［P３-４］<br>第１章　障害者福祉の基本理念<br>２．権利擁護<br>（２）意思決定支援 | 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン | https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf |
| ［P19］<br>第２章　共同生活援助の全体像<br>２．共同生活援助の提供体制<br>（９）業務継続計画の策定等 | 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン | https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940032.pdf |
| | 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン | https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf |
| ［P20］<br>第２章　共同生活援助の全体像<br>２．共同生活援助の提供体制<br>（10）衛生管理等 | 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系） | https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_nyuusyo-2_s.pdf |
| | 障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き | https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf |
| ［P39］<br>第４章　支援の質の向上のための取組<br>１．事業所における取組<br>（４）自己評価等の実施 | 第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版 | https://www.shakyo-hyouka.net/guideline/syougai20200331_1.pdf |
| ［P40-41］<br>第４章　支援の質の向上のための取組<br>２．地域との連携<br>（２）地域連携推進会議の開催 | 地域連携推進会議の手引き | https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001319880.pdf |

## 別紙　共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン　自己チェックシート

**【チェックシートの趣旨】**

〇　利用者に適切なサービスを提供するためには、事業所自らが自主的に運営状況や提供するサービスを自己評価し、常にサービスの質の向上を図ることが重要です。

〇　本チェックシートは、共同生活援助事業所が「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を踏まえて適切にサービスを提供できているかを自己評価するためのものです。

〇　各チェック項目について「はい」又は「いいえ」のどちらかに〇を記入するとともに、事業所として工夫している点や改善が必要だと思われる点などについて記入してください。

〇　自己評価の結果は、事業所内の職員で共有し、サービスの改善に向けて検討を行ってください。また、地域連携推進会議において報告し、構成員から客観的な助言を得るなど、自己評価の結果を有効に活用してください。

| 分類 | No. | チェック項目 | はい | いいえ | 工夫している点・改善が必要だと思われる点など | ガイドラインページ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人員配置 | 1 | 指定基準第208条に定められる従業者の人員の配置基準は満たしているか。 | | | | 9-11 |
| | 2 | 利用者に対して適切なサービスを提供するために、適切な従業者の勤務体制が構築されているか。 | | | | 13.14 |
| 設備 | 3 | 共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるか。 | | | | 14.15 |
| | 4 | 共同生活住居は、１以上のユニットを有しているか。また、ユニットには、室及び居室に近接しても受けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）が設けられているか。 | | | | 14.15 |
| | 5 | 居室面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上となっているか。また、収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとなっているか。 | | | | 14.15 |
| | 6 | 共同生活住居の構造及び設備は、例えば車いすの利用者がいる場合は、廊下幅の確保や段差の解消のバリアフリー化を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | | | | 15.16 |
| | 7 | 居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものとなっているか（単にカーテンや簡易なパネル等で仕切られた空間はとなっていないか。）。 | | | | 15.16 |
| | 8 | 共同生活援助事業所の定員は４人以上となっているか。 | | | | 15 |
| | 9 | 共同生活住居の定員は２人以上10人以下となっているか（既存の建物を活用する場合は２人以上20人以下、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市及び中核市の市長）が特に必要と認めた場合は21人以上30人以下となっているか）。 | | | | 15 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 10 | ユニットの入居定員は２人以上10人以下になっているか。 | | | | 15 |
| | 11 | 一の居室の定員は１人となっているか（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる）。 | | | | 15 |
| | 12 | サテライト型住居の設備は次のとおりとなっているか。<br>・定員を１人とすること<br>・日常生活を営む上で必要な設備を設けていること<br>・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること | | | | 15.16 |
| | 13 | サテライト型住居は、利用者が通常の交通手段を利用して本体住居との間を概ね20分以内で移動できる距離に設置されているか（ただし、一律に移動時間だけで判断するのでなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること） | | | | 16 |
| 利用者負担額等の受領 | 14 | 利用者から受領する利用者負担額の範囲は、指定基準に定められる次の範囲となっているか。<br>①食材料費<br>②家賃（特定障害者特別給付費を除いた額）<br>③光熱水費<br>④日用品費<br>⑤その他日常生活においても通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる費用<br>（⑤の具体的な範囲：「利用者の希望によって身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品を事業者が提供する場合の費用（例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品）」又は「利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用（例：サービスの一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等） | | | | 17 |
| | 15 | 自己負担金の使途やそれを利用者に求める理由について、明確に利用者へ説明するとともに、利用者から同意を得ているか。 | | | | 17.18 |
| | 16 | 利用者負担額について、契約書や重要事項説明書に明記しているか。 | | | | 17.18 |
| | 17 | 食材料費は、食事の提供回数などを利用者とあらかじめ確認した上で適当な徴収額を定めておくとともに、結果として事前に徴収した食材料費に残額が生じた場合は、利用者に残額を返金したり、今後の食材料費として適切に支出したりする等により、適切に取り扱っているか（光熱水費及び日用品費についても、食材料費と同様に適切に取り扱っているか）。 | | | | 17.18 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 18 | 家賃は、室料に相当する額となっているか。また、家賃額の設定に当たっては、利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）及び近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案しているか。 | | | | 17.18 |
| 運営規程 | 19 | 次の事項に関する運営規程を定めているか。<br>①事業の目的及び運営の方針<br>②従業者の職種、員数及び職務の内容<br>③入居定員<br>④指定共同生活援助の内容<br>⑤入居に当たっての留意事項<br>⑥緊急時等における対応方法<br>⑦非常災害時対策<br>⑧事業の主たる対象とする障害の種類（定めている場合）<br>⑨虐待の防止のための措置に関する事項<br>⑩その他運営に関する重要事項 | | | | 18.19 |
| 緊急時等の対応 | 20 | 利用者の事故やけが、健康状態の急変等が生じた場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | | | | 19 |
| | 21 | 緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、あらかじめ設定された役割を果たすことができるように訓練しているか。 | | | | 19 |
| 事故発生時の対応 | 22 | 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | | | | 19 |
| | 23 | 事故の状況及び事故に際して取った処置を記録しているか。 | | | | 19 |
| 非常災害対策 | 24 | 非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けているか。 | | | | 19.20 |
| | 25 | 非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | | | | 19.20 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 非常災害対策 | 26 | 火災等の災害発生時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を取るように職員に周知を徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを構築しているか。 | | | | 19.20 |
| | 27 | 利用者の障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しているか。 | | | | 19.20 |
| | 28 | 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。また、訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うとともに、地域住民との連携体制を構築するため、できるだけ地域住民の参加が得られるようにしているか。 | | | | 19.20 |
| 業務継続計画の策定等 | 29 | 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して共同生活援助を利用できるよう、共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。 | | | | 20 |
| | 30 | 業務継続計画について、従業者に対して周知を行うとともに、定期的（年１回以上）な研修や訓練を実施しているか。 | | | | 20 |
| 衛生管理等 | 31 | 利用者及び従業者の感染症の予防や健康維持のために、従業者に対して常に清潔を心掛けさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底するとともに、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。 | | | | 20.21 |
| | 32 | 感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会を定期的（概ね３か月に１回以上）に開催しているか。 | | | | 20.21 |
| | 33 | 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年２回以上）実施しているか。 | | | | 20.21 |
| 業務管理体制の整備 | 34 | 法人において、運営する事業所数に応じて義務付けられている業務管理体制を整備しているか。また、適切な届出先に業務管理体制を届け出ているか。 | | | | 21.22 |
| 協力医療機関等 | 35 | 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。 | | | | 22 |
| 苦情解決 | 36 | 利用者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置（相談窓口、苦情解決の体制及び手順等の措置）を講じているか。 | | | | 23 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 秘密保持 | 37 | 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | | | | 23 |
| | 38 | 関係機関・団体に利用者や家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得ているか。また、ホームページや会報等に利用者や家族の写真や氏名を掲載する際には、利用者や家族の許諾を得ているか。 | | | | 23 |
| | 39 | 従業者が職を辞した後も含めて、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めるなど必要な措置を講じているか。 | | | | 23 |
| 障害福祉サービス等情報公表制度 | 40 | 障害福祉サービス等情報公表制度に則り、指定権者である地方自治体へサービスの内容等を報告しているか。 | | | | 24 |
| 利用契約 | 41 | 利用申込みがあった際に、正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 | | | | 28 |
| | 42 | 入居前にあらかじめ利用申込者に対し、当該共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等、利用申込者が自身に適したサービスを選択するために必要な重要事項について交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 | | | | 28 |
| 個別支援計画の作成 | 43 | サービス管理責任者は、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画に、サービス等利用計画における総合的な援助の方針や、利用者のアセスメントにより把握した利用者の状況及び利用者の暮らしに関する意向等を踏まえ、当該共同生活援助事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、共同生活援助計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき日々の支援を提供しているか。 | | | | 28-30 |
| | 44 | 個別支援計画の策定に当たっては、利用者とその家族及び利用者へのサービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めるとともに、利用者及びその家族に対して個別支援計画の原案の内容を説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | | | | 28-30 |
| | 45 | 作成した個別支援計画は、利用者及び利用者に対して計画相談支援を行う相談支援事業所へ交付しているか。 | | | | 28-30 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| モニタリング | 46 | サービス管理責任者は、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を利用者との面談により行うとともに、少なくとも６か月に１回以上は個別支援計画を見直すべきかの検討を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 | | | | 30 |
| 日常生活の支援 | 47 | 食事、衣服の洗濯、外出、排せつ、整容、入浴等の場面や、余暇活動への参加を選ぶ等の場面などの日常生活の支援において、従業者が利用者とのコミュニケーションを通して利用者の意向を聞き、その思いを受け止めた上で、支援方法を決定しているか。 | | | | 30-33 |
| | 48 | 調理、洗濯その他の家事等は、原則として、利用者と従業者が家事等を共同で行うよう努めているか。また、全ての利用者に対して画一的な支援を行うのではなく、利用者それぞれの状態や希望を踏まえ、個別支援計画を基に利用者に応じて適切に支援内容を判断しているか。 | | | | 30-33 |
| | 49 | 介護サービス包括型共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助は、当該共同生活援助事業所の従業者でない者による介護（付添い者や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護）を、利用者の負担によって受けさせていないか。 | | | | 30-33 |
| | 50 | 利用者が利用する日中活動サービス事業所や就労先等との連絡調整を行うよう努めているか。 | | | | 30-33 |
| | 51 | 必要に応じて、利用者それぞれの希望を尊重した上で余暇の過ごし方の提案や企画を行うなど、余暇活動に係る支援を行うよう努めているか。 | | | | 30-33 |
| | 52 | 共同生活援助事業者は、郵便や証明書の交付申請等、利用者が日常生活を営む上で必要な手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難な場合、その都度利用者、その家族又は成年後見人の同意を得た上で代行しているか。 | | | | 30-33 |
| | 53 | 常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。 | | | | 30-33 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 退居 | 54 | 利用者の退居に当たっては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、市町村や相談支援事業所と連携し、転居先の確保、退居後の保健医療サービス又は福祉サービスの利用の検討等の退居に必要な支援を行っているか。 | | | | 33-34 |
| | 55 | 利用者から一人暮らし等の希望があった際は、地域で生活する上での希望や課題を利用者本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を行っているか。 | | | | 34-35 |
| 利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援 | 56 | 利用者から結婚・出産・子育てに関する希望がった際は、サービス管理責任者が意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の相談に応じているか。また、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行っているか。その際、アパート等での生活を希望する場合には、住宅の確保やその他必要な支援を行っているか。 | | | | 36 |
| 研修の受講機会等の提供 | 57 | 従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保しているか。<br>＊受講した研修も含めて記載 | | | | 38 |
| 合理的配慮の提供 | 58 | 利用者一人一人の障害の程度・特性等に応じ、合理的な配慮の提供を行っているか。<br>＊工夫している点や対応できていない障害特性等も含めて記載 | | | | 38 |
| 虐待防止の取組 | 59 | 虐待防止委員会を定期的（少なくとも年に１回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。 | | | | 38.39 |
| | 60 | 従業者に対する虐待の防止のための研修を定期的（年に１回以上）に実施しているか。また、新規採用時にも研修を実施しているか。 | | | | 38.39 |
| 身体拘束等の禁止 | 61 | 利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、従業者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等の行為（身体拘束等）を行っていないか。 | | | | 39.40 |
| | 62 | やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しているか。<br>また、身体拘束を行う利用者の個別支援計画に、身体拘束の態様・時間、緊急やむを得ない理由等について、利用者や家族に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載しているか。 | | | | 39.40 |
| | 63 | 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を実施しているか。<br>・身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催（少なくとも年に１回）<br>・身体拘束等の適正化のための指針の整備<br>・従業者に対する研修の定期的な実施（年に１回以上） | | | | 39.40 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自己評価等の実施 | 64 | 事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | | | | 40 |
| 地域に開かれた事業運営 | 65 | 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | | | | 40 |
| 他の事業所等との連携・交流 | 66 | 市町村の自立支援協議会やグループホームの連絡会等に参加し、行政機関や関係団体、同じ地域の他の事業所等と連携・交流しているか。<br>＊具体的に参加している会も含めて記載 | | | | 40 |
| 地域連携推進会議の開催 | 67 | 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村担当者等により構成される地域連携推進会議をおおむね１年に１回以上開催し、地域連携推進会議において、事業運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。 | | | | 41.42 |
| | 68 | 地域連携推進会議の構成員が共同生活援助事業所を見学する機会を、おおむね年に１回以上設けているか。（複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む）を設置している場合は、住居ごとにおおむね年に１回以上、見学する機会を設けているか。） | | | | 41.42 |
| | 69 | 地域連携推進会議を実施した後、会議において行った報告、構成員から聞いた要望・助言等を記録し５年間保存するとともに、その記録を公表しているか。 | | | | 41.42 |

| 事業所の運営や支援の質の向上に向けて、独自に行っている工夫や取り組んでいること等（自由記載） |
|---|
| |
| |
| |
| |